

議案第 3 2 号

甲府市国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例制定について
甲府市国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例

甲府市国民健康保険直営診療所条例（昭和 3 0 年 3 月条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号及び第 3 号を削り、同条第 4 号中「前 3 号」を「前号」に改め、同号を同条第 2 号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国民健康保険直営診療所の手数料に係る所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。